

奈良市公報

号外第28号

平成27年12月14日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長
印刷所 株式会社 春日

目次

告示

○平成27年度奈良市一般会計予算等の要領…………… 1

告示

奈良市告示第180号

平成27年奈良市議会3月定例会において成立した次に掲げる予算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により別紙のとおり公表します。

平成27年3月27日

奈良市長 仲川元庸

- 1 平成27年度奈良市一般会計予算
- 2 平成27年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計予算
- 3 平成27年度奈良市国民健康保険特別会計予算
- 4 平成27年度奈良市土地区画整理事業特別会計予算
- 5 平成27年度奈良市市街地再開発事業特別会計予算
- 6 平成27年度奈良市公共用地取得事業特別会計予算
- 7 平成27年度奈良市駐車場事業特別会計予算
- 8 平成27年度奈良市介護保険特別会計予算
- 9 平成27年度奈良市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算
- 10 平成27年度奈良市針テラス事業特別会計予算
- 11 平成27年度奈良市後期高齢者医療特別会計予算
- 12 平成27年度奈良市病院事業会計予算
- 13 平成27年度奈良市水道事業会計予算
- 14 平成27年度奈良市都祁水道事業会計予算
- 15 平成27年度奈良市月ヶ瀬簡易水道事業会計予算

第1表 歳入歳出予算

歳入

- 16 平成27年度奈良市下水道事業会計予算
平成27年度奈良市一般会計予算
平成27年度奈良市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)
- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ127,300,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
(継続費)
- 第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。
(債務負担行為)
- 第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。
(地方債)
- 第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。
(一時借入金)
- 第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、26,000,000千円と定める。
(歳出予算の流用)
- 第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

款	項	金額
1 市	税	51,669,346 ^{千円}
	1 市民税	26,287,991
	2 固定資産税	18,916,140
	3 軽自動車税	450,163
	4 市たばこ税	1,895,622
	5 特別土地保有税	194
	6 入湯税	6,466

	7 事業所税	934,498
	8 都市計画税	3,178,272
2 地方譲与税		830,000
	1 地方揮発油譲与税	260,000
	2 自動車重量譲与税	570,000
3 利子割交付金		200,000
	1 利子割交付金	200,000
4 配当割交付金		850,000
	1 配当割交付金	850,000
5 株式等譲渡所得割交付金		450,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	450,000
6 地方消費税交付金		5,400,000
	1 地方消費税交付金	5,400,000
7 ゴルフ場利用税交付金		300,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	300,000
8 自動車取得税交付金		180,000
	1 自動車取得税交付金	180,000
9 国有提供施設等所在 市町村助成交付金		3,434
	1 国有提供施設等所在 市市町村助成交付金	3,434
10 地方特例交付金		230,000
	1 地方特例交付金	230,000
11 地方交付税		14,550,000
	1 地方交付税	14,550,000
12 交通安全対策特別交付金		50,000
	1 交通安全対策特別交付金	50,000
13 分担金及び負担金		1,594,715
	1 分担金	1,450
	2 負担金	1,593,265
14 使用料及び手数料		2,449,987
	1 使用料	1,728,391
	2 手数料	721,596
15 国庫支出金		23,320,279
	1 国庫負担金	18,821,447
	2 国庫補助金	2,702,865

	3 国 庫 委 託 金	133,557
	4 国 庫 交 付 金	1,662,410
16 県 支 出 金		6,712,831
	1 県 負 担 金	5,375,264
	2 県 補 助 金	945,597
	3 県 委 託 金	308,838
	4 県 交 付 金	83,132
17 財 産 収 入		174,652
	1 財 産 運 用 収 入	75,430
	2 財 産 売 払 収 入	99,222
18 寄 附 金		30,500
	1 寄 附 金	30,500
19 繰 入 金		595,976
	1 基 金 繰 入 金	595,976
20 諸 収 入		3,323,080
	1 延 滞 金・加 算 金 及 び 過 料	190,001
	2 預 金 利 子	2,910
	3 貸 付 金 元 利 収 入	1,340,829
	4 雑 入	1,789,340
21 市 債		14,385,200
	1 市 債	14,385,200
歳 入 合 計		127,300,000

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		774,137 ^{千円}
	1 議 会 費	774,137
2 総 務 費		15,327,762
	1 総 務 管 理 費	11,559,945
	2 企 画 費	1,612,274
	3 徴 税 費	1,131,863
	4 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	610,206
	5 選 挙 費	141,167
	6 統 計 調 査 費	192,111
	7 監 査 委 員 費	80,196

3	民	生	費		53,560,361				
	1	社	会	福	祉	費	24,091,022		
	2	児	童	福	祉	費	16,240,105		
	3	生	活	保	護	費	13,050,618		
	4	国	民	年	金	事	務	費	178,616
4	衛	生	費		10,577,873				
	1	保	健	衛	生	費	1,863,323		
	2	保	健	所	費	1,794,055			
	3	清	掃	費	6,215,946				
	4	上	水	道	費	704,549			
5	勞	働	費		129,134				
	1	勞	働	諸	費	129,134			
6	農	林	水	産	業	費	556,430		
	1	農	林	費	556,430				
7	商	工	費		1,578,868				
	1	商	工	費	1,578,868				
8	観	光	費		959,538				
	1	観	光	費	959,538				
9	土	木	費		8,869,334				
	1	土	木	管	理	費	152,729		
	2	道	路	橋	梁	費	2,436,532		
	3	河	川	費	288,740				
	4	都	市	計	画	費	3,459,483		
	5	下	水	道	費	2,046,000			
	6	住	宅	費	485,850				
10	消	防	費		4,723,511				
	1	消	防	費	4,723,511				
11	教	育	費		12,711,973				
	1	教	育	総	務	費	2,532,376		
	2	小	学	校	費	2,423,661			
	3	中	学	校	費	1,688,944			
	4	高	等	学	校	費	1,119,775		
	5	幼	稚	園	費	1,208,775			
	6	社	会	教	育	費	1,401,886		

	7 保 健 体 育 費	2,336,556
12 災 害 復 旧 費		39,000
	1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	7,000
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	32,000
13 公 債 費		17,405,977
	1 公 債 費	17,405,977
14 諸 支 出 金		36,102
	1 地 元 公 共 事 業 基 金	33,102
	2 財 政 調 整 基 金	2,000
	3 減 債 基 金	1,000
15 予 備 費		50,000
	1 予 備 費	50,000
歳 出 合 計		127,300,000

第2表 継続費

1. 新規分

款	項	事業名	総額	年度	年割額
総務費	徴税費	固定資産路線価 付設業務	120,000 ^{千円}	平成27年度	24,000 ^{千円}
				平成28年度	67,000
				平成29年度	29,000
衛生費	清掃費	南部土地改良 清美事業第2工区 (東谷地区) 整備事業	2,100,000	平成27年度	700,000
				平成28年度	1,400,000

第3表 債務負担行為

1. 新規分

事項	期間	限度額
人事課事務労働者派遣業務	平成27年度から平成28年度まで	7,600 ^{千円}
税額通知書印刷等経費	平成27年度から平成28年度まで	9,500
新斎苑環境評価業務委託	平成27年度から平成28年度まで	32,000
クリーンセンター環境影響評価業務委託	平成27年度から平成30年度まで	110,000

第4表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎等施設整備事業	千円 358,300	普通貸借又は債券発行	5.0%以内(利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
文化振興施設整備事業	83,900	〃	〃	〃
スポーツ施設整備事業	134,600	〃	〃	〃
福祉施設整備事業	254,700	〃	〃	〃
保健衛生施設整備事業	77,700	〃	〃	〃
清掃施設整備事業	584,800	〃	〃	〃
労働福祉施設整備事業	12,000	〃	〃	〃
土地基盤整備事業	32,100	〃	〃	〃
観光施設整備事業	33,100	〃	〃	〃
道路事業	1,257,400	〃	〃	〃
河川事業	146,500	〃	〃	〃
都市計画事業	462,700	〃	〃	〃
公営住宅建設事業	136,300	〃	〃	〃
消防施設整備事業	720,800	〃	〃	〃
義務教育施設整備事業	1,874,000	〃	〃	〃
高等学校施設整備事業	120,100	〃	〃	〃
幼稚園施設整備事業	60,700	〃	〃	〃
社会教育施設整備事業	99,900	〃	〃	〃
災害復旧事業	35,600	〃	〃	〃
退職手当	1,400,000	〃	〃	〃
臨時財政対策	6,500,000	〃	〃	〃
計	14,385,200			

平成27年度奈良市住宅新築資金等
貸付金特別会計予算

平成27年度奈良市の住宅新築資金等貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 繰入金		2,300 <small>千円</small>
	1 一般会計繰入金	2,300
2 諸収入		14,100
	1 雑収入	14,100
歳入合計		16,400

歳出

款	項	金額
1 住宅新築資金等貸付事業費		6,440 <small>千円</small>
	1 総務管理費	6,440
2 公債費		9,960
	1 公債費	9,960
歳出合計		16,400

平成27年度奈良市国民健康保険
特別会計予算

平成27年度奈良市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ42,500,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 国民健康保険料		8,646,634 <small>千円</small>
	1 国民健康保険料	8,646,634
2 使用料及び手数料		120
	1 手数料	120
3 国庫支出金		8,336,424
	1 国庫負担金	6,438,615
	2 国庫補助金	1,897,809
4 療養給付費交付金		1,284,918
	1 療養給付費交付金	1,284,918
5 前期高齢者交付金		10,600,000

は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

	1 前期高齢者交付金	10,600,000
6 県支出金		1,862,837
	1 県負担金	264,611
	2 県補助金	1,598,226
7 共同事業交付金		8,836,000
	1 共同事業交付金	8,836,000
8 財産収入		1,000
	1 財産運用収入	1,000
9 繰入金		2,873,006
	1 一般会計繰入金	2,873,006
10 諸収入		59,061
	1 延滞金及び過料	61
	2 雑入	54,200
	3 療養費等指定公費返還金	4,800
歳出合計		42,500,000

歳出

款	項	金額
1 総務費		347,126 ^{千円}
	1 総務管理費	270,025
	2 賦課徴収費	76,379
	3 運営協議会費	722
2 保険給付費		26,175,769
	1 給付諸費	26,175,769
3 老人保健拠出金		1,300
	1 老人保健拠出金	1,300
4 後期高齢者支援金等		4,900,500
	1 後期高齢者支援金等	4,900,500
5 前期高齢者納付金等		5,500
	1 前期高齢者納付金等	5,500
6 介護納付金		1,850,000
	1 介護納付金	1,850,000
7 共同事業拠出金		8,836,030
	1 共同事業拠出金	8,836,030
8 保健事業費		321,475

	1 特定健康診査等事業費	278,850
	2 保健事業費	42,625
9 基金積立金		1,000
	1 基金積立金	1,000
10 公債費		15,000
	1 公債費	15,000
11 諸支出金		45,800
	1 還付及び還付加算金	41,000
	2 療養費等指定公費立替金	4,800
12 予備費		500
	1 予備費	500
歳出合計		42,500,000

第3表 債務負担行為

1. 新規分

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険証印刷等経費	平成27年度から平成28年度まで	6,300 ^{千円}
国民健康保険料通知書印刷等経費	平成27年度から平成28年度まで	4,700

平成27年度奈良市土地区画
整理事業特別会計予算

平成27年度奈良市の土地区画整理事業特別会計の予算は、
次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,582,
000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額
は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすこ
とができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、
利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

款	項	金 額
1 国庫支出金		687,281 ^{千円}
	1 国庫交付金	687,281
2 繰入金		1,019,654
	1 一般会計繰入金	1,019,654
3 諸収入		765
	1 雑収入	765
4 市債		874,300
	1 市債	874,300
歳入合計		2,582,000

歳出

款	項	金額
1 西大寺駅南地区 土地区画整理事業費		1,574,000 ^{千円}
	1 西大寺駅南地区 土地区画整理事業費	1,574,000
2 JR奈良駅南地区 土地区画整理事業費		178,000
	1 JR奈良駅南地区 土地区画整理事業費	178,000
3 公債費		830,000
	1 公債費	830,000
歳出合計		2,582,000

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
西大寺駅南地区土地区画整理事業	千円 788,700	普通貸借又は債券発行	5.0%以内(利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
JR奈良駅南地区土地区画整理事業	85,600	〃	〃	〃
計	874,300			

平成27年度奈良市市街地再開発事業特別会計予算

平成27年度奈良市の市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		283,800 ^{千円}
	1 一般会計繰入金	283,800
歳入合計		283,800

歳出

款	項	金額
1 公債費		283,800 ^{千円}
	1 公債費	283,800
歳出合計		283,800

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ283,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成27年度奈良市公共用地
取得事業特別会計予算
平成27年度奈良市の公共用地取得事業特別会計の予算は、
次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ328、
400千円と定める。
2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額
は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 繰入金		328,400 ^{千円}
	1 一般会計繰入金	328,400
歳入合計		328,400

歳 出

款	項	金 額
1 公債費		328,400 ^{千円}
	1 公債費	328,400
歳出合計		328,400

平成27年度奈良市駐車場事業
特別会計予算
平成27年度奈良市の駐車場事業特別会計の予算は、次に
定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ313、
900千円と定める。
2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額
は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		100,275 ^{千円}
	1 使用料	100,275
2 繰入金		213,314
	1 一般会計繰入金	213,314
3 諸収入		311
	1 雑入	311
歳入合計		313,900

歳 出

款	項	金 額
1 駐車場事業費		103,000 ^{千円}
	1 駐車場費	103,000
2 公債費		210,900
	1 公債費	210,900
歳出合計		313,900

平成27年度奈良市介護保険
特別会計予算
平成27年度奈良市の介護保険特別会計の予算は、次に定
めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26,951,000千円と定める。
2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 保 險 料		6,235,482 ^{千円}
	1 介 護 保 險 料	6,235,482
2 国 庫 支 出 金		5,768,544
	1 国 庫 負 担 金	4,717,701
	2 国 庫 補 助 金	1,050,843
3 支 払 基 金 交 付 金		7,249,030
	1 支 払 基 金 交 付 金	7,249,030
4 県 支 出 金		3,742,231
	1 県 負 担 金	3,662,233
	2 県 補 助 金	79,998
5 財 産 収 入		7,832
	1 財 産 運 用 収 入	7,832
6 繰 入 金		3,941,351
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,941,351
7 諸 収 入		6,530
	1 雑 入	6,530
歳 入 合 計		26,951,000

歳出

款	項	金額
1 総 務 費		647,930 ^{千円}
	1 総 務 管 理 費	327,801
	2 賦 課 徴 収 費	23,011
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	297,118
2 保 險 給 付 費		25,784,420
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	25,784,420
3 地 域 支 援 事 業 費		448,008
	1 介 護 予 防 事 業 費	104,986
	2 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	343,022

4 基金積立金		61,642
	1 基金積立金	61,642
5 諸支出金		9,000
	1 償還金及び還付加算金	9,000
歳出合計		26,951,000

平成27年度奈良市母子父子寡婦
福祉資金貸付金特別会計予算
平成27年度奈良市の母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会
計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1表 歳入歳出予算

歳入

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ35,000
千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額
は、「第1表 歳入歳出予算」による。

款	項	金額
1 繰入金		1,661 ^{千円}
	1 一般会計繰入金	1,661
2 繰越金		5,306
	1 繰越金	5,306
3 諸収入		28,033
	1 貸付金元利収入	27,833
	2 雑収入	200
歳入合計		35,000

歳出

款	項	金額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		35,000 ^{千円}
	1 総務管理費	1,970
	2 貸付金	33,030
歳出合計		35,000

平成27年度奈良市針テラス
事業特別会計予算

平成27年度奈良市の針テラス事業特別会計の予算は、次
に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ91,100
千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額
は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		73,500 ^{千円}
	1 使用料	73,500
2 繰入金		17,600
	1 一般会計繰入金	17,600
歳入合計		91,100

歳出

款	項	金額
1 公債費		91,100 ^{千円}
	1 公債費	91,100
歳出合計		91,100

平成27年度奈良市後期高齢者医療
特別会計予算

平成27年度奈良市の後期高齢者医療特別会計の予算は、
次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,294,
000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		4,233,114 ^{千円}
	1 後期高齢者医療保険料	4,233,114
2 使用料及び手数料		3
	1 手数料	3
3 繰入金		864,515
	1 一般会計繰入金	864,515
4 繰越金		25,000
	1 繰越金	25,000
5 諸収入		171,368
	1 延滞金・加算金及び過料	300
	2 償還金及び還付加算金	15,000
	3 雑収入	156,068
歳入合計		5,294,000

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額
は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する
行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第
2表 債務負担行為」による。

歳出

款	項	金額
1 総務費		85,466 <small>千円</small>
	1 総務管理費	74,088
	2 徴収費	11,378
2 後期高齢者医療広域連合納付金		5,052,467
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	5,052,467
3 保健事業費		156,067
	1 健康保持増進事業費	156,067
歳出合計		5,294,000

第2表 債務負担行為

1. 新規分

事項	期間	限度額
後期高齢者医療保険料通知書印刷等経費	平成27年度から平成28年度まで	2,700 <small>千円</small>
後期高齢者健康診査受診券印刷等経費	平成27年度から平成28年度まで	1,800

平成27年度奈良市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度奈良市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1. 病床数	一般病床	350床
2. 年間患者数		
(1) 入院		108,876人
(2) 外来		229,960人
3. 1日平均患者数		
(1) 入院		298人
(2) 外来		782人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 病院事業収益		680,580千円
第1項 医業収益		41,103千円
第2項 医業外収益		537,677千円
第3項 看護師養成事業収益		101,800千円
支 出		
第1款 病院事業費用		843,700千円
第1項 医業費用		725,401千円
第2項 医業外費用		14,999千円
第3項 看護師養成事業費用		101,800千円
第4項 予備費		1,500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	資本的収入			46,300千円
第1項	補助金			1,733千円
第2項	負担金			44,567千円
		支	出	
第1款	資本的支出			46,300千円
第1項	建設改良費			1,733千円
第2項	企業債償還金 (一時借入金)			44,567千円

第5条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- 第1項 医業費用
- 第2項 医業外費用
- 第3項 看護師養成事業費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 62,888千円
- (他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、51,721千円である。

平成27年度奈良市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度奈良市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1.	給水戸数	168,600戸
2.	年間総給水量	43,499,000m ³
3.	1日平均給水量	118,850m ³
4.	主要な建設改良事業	2,400,034千円
(1)	施設整備事業費	524,988千円
(2)	施設費	1,326,461千円
(3)	配水施設改良費	548,585千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	水道事業収益			8,960,000千円
第1項	営業収益			7,693,611千円
第2項	営業外収益			1,266,369千円
第3項	特別利益			20千円
		支	出	
第1款	水道事業費用			8,197,000千円
第1項	営業費用			7,456,564千円
第2項	営業外費用			726,113千円
第3項	特別損失			4,323千円
第4項	予備費			10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,584,000千円は、過年度分損益勘定留保資金707,768千円、当年度分損益勘定留保資金1,160,490千円、利益剰余金処分額700,000千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額15,742千円で補填するものとする。)

収 入		
第1款 資本的収入		1,552,000千円
第1項 企業債		750,000千円
第2項 長期貸付金償還受入金		20,000千円
第3項 負担金		481,418千円
第4項 分担金		300,582千円
支 出		
第1款 資本的支出		4,136,000千円
第1項 施設整備事業費		551,461千円
第2項 施設費		1,398,541千円
第3項 配水施設改良費		665,381千円
第4項 固定資産取得費		19,254千円
第5項 企業債償還金		898,625千円
第6項 長期割賦金		592,738千円
第7項 予備費		10,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
			千円		千円
資本的支出	施設費	大湖配水池耐震補強工事	149,347	27	15,044
				28	58,588
				29	75,715

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費に充当	千円 750,000	証書借入	5.0%以内（利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。）	借入先の融資条件による。ただし企業財政の都合により、据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項相互の間における経費の流用額が、50,000千円以内である場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

1,702,566千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計から補助を受ける金額は、次のとおりと定める。

(1) 比奈知ダム建設事業割賦負担金元利償還補助金

247,778千円

(2) 東部地域等水道整備事業簡易水道事業債元利償還補助金

116,218千円

(3) 児童手当補助金

13,968千円

(利益剰余金の処分)

第11条 繰越及び当年度利益剰余金のうち700,000千円は、次のとおり処分するものとする。

(1) 水道老朽施設更新積立金

700,000千円

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産購入限度額は、300,000千円と定める。

平成27年度奈良市都祁水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度奈良市都祁水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- 1. 給水戸数 1, 903戸
- 2. 年間総給水量 745,823m³
- 3. 1日平均給水量 2,038m³
- 4. 主要な建設改良事業 11,583千円
 - (1) 施設費 11,583千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 水道事業収益		447,730千円
第1項 営業収益		139,397千円
第2項 営業外収益		308,324千円
第3項 特別利益		9千円
支 出		
第1款 水道事業費用		491,910千円
第1項 営業費用		419,219千円
第2項 営業外費用		72,487千円
第3項 特別損失		204千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額123,520千円は、過年度分損益勘定留保資金29,079千円、当年度分損益勘定留保資金85,609千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,832千円で補填するものとする。）。

収 入		
第1款 資本的収入		105,970千円
第1項 企業債		9,300千円
第2項 負担金		95,644千円
第3項 分担金		1,026千円
支 出		
第1款 資本的支出		229,490千円
第1項 施設費		11,583千円
第2項 固定資産取得費		45千円
第3項 企業債償還金		197,862千円
第4項 長期借入金償還金		20,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
建設改良費に充当	千円 9,300	証書借入	5.0%以内（利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。）	借入先の融資条件による。ただし企業財政の都合により、据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項相互の間における経費の流用額が、5,000千円以内である場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその

経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 26,166千円
(他会計からの補助金)

第9条 一般会計から補助を受ける金額は、次のとおりと定める。

(1) 簡易水道事業債元利償還補助金 122,225千円
(2) 高料金対策補助金 137,010千円
(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、8,500千円と定める。

平成27年度奈良市月ヶ瀬簡易水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度奈良市月ヶ瀬簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1. 給 水 戸 数 472戸
2. 年 間 総 給 水 量 146,816m³
3. 1 日 平 均 給 水 量 401m³
4. 主 要 な 建 設 改 良 事 業 5,157千円
(1) 配水施設改良費 5,157千円
(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 簡易水道事業収益 166,370千円
第1項 営 業 収 益 25,165千円
第2項 営 業 外 収 益 141,198千円
第3項 特 別 利 益 7千円

支 出

第1款 簡易水道事業費用 172,700千円
第1項 営 業 費 用 164,013千円
第2項 営 業 外 費 用 8,633千円
第3項 特 別 損 失 54千円
(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額50千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額50千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 22,480千円
第1項 企 業 債 2,200千円
第2項 負 担 金 20,075千円
第3項 分 担 金 205千円

支 出

第1款 資本的支出 22,530千円
第1項 配水施設改良費 5,157千円
第2項 固定資産取得費 14千円
第3項 企業債償還金 17,359千円
(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
建設改良費に 充 当	千円 2,200	証 書 借 入	5.0%以内（利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。）	借入先の融資条件による。ただし企業財政の都合により、据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項相互の間における経費の流用額が、5,000千円以内である場合
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 9,825千円
(他会計からの補助金)

第9条 一般会計から補助を受ける金額は、次のとおりと定める。

- (1) 簡易水道事業債元利償還補助金 12,106千円
- (2) 高料金対策補助金 920千円
- (3) 簡易水道事業助成金 37,724千円
(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、5,000千円と定める。

平成27年度奈良市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度奈良市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- 1. 水洗化人口 319,038人
- 2. 年間有収水量 36,985,000m³
- 3. 1日平均有収水量 101,052m³
- 4. 主要な建設改良事業 884,660千円
 - (1) 管渠建設費 339,013千円
 - (2) 管渠改良費 75,237千円
 - (3) 処理場建設改良費 260,200千円
 - (4) 流域下水道整備事業費 210,210千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

- 第1款 下水道事業収益 7,666,000千円
 - 第1項 営業収益 4,710,315千円
 - 第2項 営業外収益 2,955,639千円
 - 第3項 特別利益 46千円

支 出

- 第1款 下水道事業費用 8,495,000千円
 - 第1項 営業費用 7,470,666千円
 - 第2項 営業外費用 992,510千円
 - 第3項 特別損失 26,824千円
 - 第4項 予備費 5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額878,000千円は、過年度分損益勘定留保資金234,783千円、当年度分損益勘定留保資金625,168千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額18,049千円で補填するものとする。)

収 入

- 第1款 資本的収入 3,537,000千円
 - 第1項 企業債 1,767,100千円
 - 第2項 他会計補助金 1,437,409千円

第3項 国庫補助金及び交付金	217,560千円
第4項 県補助金	40,425千円
第5項 負担金等	74,506千円

支 出

第1款 資本的支出	4,415,000千円
第1項 建設改良費	993,435千円
第2項 固定資産取得費	2,615千円
第3項 企業債償還金 (債務負担行為)	3,418,950千円

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所改造資金融資幹旋事業に伴う利子補給 (公共下水道分)	平成27年度から 平成31年度まで	融資総額33,000千円を限度とする 年利1.15%の範囲内の額
水洗便所改造資金借受者の金融機関からの融資 に対する損失補償(公共下水道分)	平成27年度から 平成31年度まで	金融機関からの借入総額33,000千円及び 当該借入期間中の利息相当額並びに 遅延利息の合計額
水洗便所改造資金融資幹旋事業に伴う利子補給 (農業集落排水処理施設分)	平成27年度から 平成31年度まで	融資総額11,100千円を限度とする 年利1.15%の範囲内の額
水洗便所改造資金借受者の金融機関からの融資 に対する損失補償(農業集落排水処理施設分)	平成27年度から 平成31年度まで	金融機関からの借入総額11,100千円及び 当該借入期間中の利息相当額並びに 遅延利息の合計額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
下水道事業	千円 1,767,100	証書借入	5.0%以内(利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。)	借入先の融資条件による。ただし企業財政の都合により、据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項相互の間における経費の流用額が、50,000千円以内である場合
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 451,246千円
(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計への補助を受ける金額は、2,046,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産購入限度額は、100,000千円と定める。

(平成27年3月27日揭示済)

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。